

平成25年度第3回くまもと市男女共同参画会議 会議録（要旨）

1 日時

平成25年12月24日（火） 午後3時30～午後5時

2 場所

マスマニチュアル生命ビル2階会議室

3 出席委員8人（五十音順、敬称略）

越地真一郎、鈴木桂樹（会長）、園田敬子、中川幸生、西原鈴代、八谷由香、藤本典子、八幡彩子（副会長）

4 傍聴者 0人

5 会議次第

（1）開会

（2）議事

議題1 男女共同参画に関する市民意識調査結果について（報告）

議題2 熊本市男女共同参画基本計画中間見直し素案について（報告）

議題3 その他

（3）閉会

6 会議録（要旨）

■ 議題 1 男女共同参画に関する市民意識調査結果について（報告）

事務局より、今年度実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果について報告。

（A 委員）

調査の概要は、15から18まで、ここを見ればポイントは全部つかめると思います。その上で、今回の調査で特色として挙げられること、全国の中での熊本の特色みたいなものがあれば、指摘してください。

（事務局）

生活をする上で優先するところという問いで、仕事を優先されているという数値が全国よりも高いというのがございます。あと、「男は仕事、女は家庭」という考え方なのですが、本市で今年度行いましたものでは、だいたい同感とい

うのが34%なのですけれども、全国では51.6%ですので、どちらかという
と、全国の方が「男は仕事、女は家庭」という認識が強いのかなと感じがしま
した。

(会長)

全国が「男は仕事、女は家庭」という数値が上がったので新聞の報道になって
いたかと。これをどう判断するか。この間12月1日に大学コンソーシアム熊
本が実施した調査ではやっぱり保守化が目立っていて、新聞で紹介されていた
かなと思うんですけど。だから、少しいろいろ他のデータも付き合わせながら、
どういう中身かなというのは考え所かなと思います。

(A 委員)

データという点では、回収率が低いです。これは年々低くなっているのです
か。

(事務局)

はい。

(A 委員)

大方、こうした意識調査などの回答は、他の種類を見てもそういう傾向にあ
るかと思いますが、29.4(%)の数字は極めて厳しいですね。せっかく無
作為で対象を選んだのに、返ってくるのが30%未満というのでは、そこに作
為が起こっている。広くなべて、いろいろな人の層の意識を取ろうとするとき
に、回収率が低くなると、もうそこで選択が行われている、ということも言え
ると思うんです。では、残り7割の人は何なんだと、となる。3割がきれいに
均等化された層で返ってくれば、まだサンプル調査としては十分成り立つと思
いますが、あまり関心のない人は答えない、関心の高い人が答えた意識である
となると、その結果にはある程度何らかのフィルターをかけてみないといけな
い。それが本当の実態かという、そうとは言えないですね。では、そこをど
うするかという問題は残るわけですが、こういう無作為抽出方式の調査の場合、
やはり回収率をいかに上げるかということが非常に大切になってくると思うの
です。

(事務局)

同じように、市の他の部署が行った意識調査では回収率が5割ほどでした。
調査の手法をその部署に尋ねると、鉛筆などを調査票と一緒に同封して送って
いました。今回の調査の回答の中に無料で回答させるのか、とかいうご意見も
ありました。5年後再び意識調査を実施する際には、鉛筆なりティッシュなり、
付け加えなければいけないのかなというふうには考えています。

(会長)

自由記述はなかなかおもしろくて、商品券を配れと書いてあります。

(A 委員)

民間の調査では、500円くらいのカードを調査の際に配っているケースも

あるようですが、これには違和感を覚えてしまいますね。でもやはり、回収率が30%だと厳しい。これで世論と言えるのかと思います。

(会長)

特に若年層のサンプルが少なくなるんですよ。回収数が30くらいですか。それでもって、出てきた割合をどこまで数字そのものとして捉えていいのかわかるか。

それとさっき説明があった、DVで男性も受けていて、相談したというのが33%あったのですが、3人しかいないんですよ。そのうち1人が相談に来て33%。これではちょっと、なかなか数字的には割り引いて考えないといけない。

(A委員)

どうしてもパーセントで出すと、形が変わってきますよね。だから、実数で見られることを考えなくてはいけないと思います。回答するのは意識の高い人だ、ともたぶん一概には言えないでしょうし。データについて必ず付きまとう課題というか、難題ですね。だから、これを踏まえてどう分析するかというのはもっと大事なことです。誤差の範囲というののもいっぱいありますし。その辺も、ザックリとらえるところを持っておかないと…。

(会長)

まとめと言われても結構難しく、15ページからほとんどまとめが書いてあります。むしろ数字と自由記述がかなり書いてあるので。これ、前回から文章そのまま書いてあるんですか。

(事務局)

聞いている質問でしょうか。

(会長)

はい。

(事務局)

そうですね。経年変化を見るために。

(会長)

いえいえ、自由記述。前回も、頑張ってくださいというようなものとか、けしからんというようなものとか。だから、生の声を入れて数字の意味を考えるとということをしてもいいのかなという気がしていますけど。

(A委員)

印象的には、言葉の認知度は高まっているが、実態は後退している、ある意味保守化しているという印象を持ちました。仕事、働き方を変えるということが、たぶん命題または課題として出てくる感じがしますね。

(会長)

質問の項目間のギャップみたいなものを見るとおもしろいかもしれませんね。家事は、できる方がやればいいのかというのが結構ありましたけれども、実際家事

をしている人を見たら、ゴミ出ししかやっていない。できる方がやればいいというのは、言葉としてはみんな取り組めても、実際には女性の方ねというふうに、実際なっている。

(A 委員)

やっぱり特色をつかむというのは大事なことだと思いますね。というのが、この手の調査は日本全体、県とiroんなところがやり、ほぼ同じ傾向が表れる。そして、同じ施策を国なり県なり自治体レベルで全国同じような展開をしていることになる。もう一つは、その地域ならではの施策というものが生まれてくる。せっかく調査をするのであれば、その中で熊本市民意識というのはどんなふうに浮かびあがるのか、という視点で見れば、そこに熊本市だけでできない対策というものも出てくる。なべて全体でやるというものと、その地域ならではの特色を持ってやるという、この2つの作業が大事なかなと思います。

(会長)

質問等もいろいろありますけれども、今後はこういう項目も入れていってはどうかみたいなのがあれば聞かせていただければと思いますが。

男女共同参画センターはあもにいの認知度というのは、これまでも聞いてきた項目ですか。

(事務局)

いえ、今回が初めてです。指定管理者制度に移行しましたので、どれくらいの方が利用していらっしゃるのかということも知りたいと思いましたので。かなりの方が利用していらっしゃるというのが判りました。

(会長)

では、今回が出発点の数字という形。

(事務局)

はい。

(A 委員)

男女共同参画センターはあもにいの何を利用しているのかというのは、報告書案の124ページにありますよね。もともとセンターが期待しているのはどういう点なのか、期待していることと、この実態がマッチしているのか。実は相談機能というのをものすごく期待しているのだけど、実態は少ないということなのか。

(事務局)

もちろん、イベントや催し物というのも高い数字が出ていますけれども、市としては総合相談室をどれくらいの方が利用していらっしゃるのか、たぶんご存知ではない方が多いのではないかといいところもあります。

(A 委員)

となると、機能が充実しているのかということにつながってきますよね。期待していれば、そこを充実させなければいけないですね。

(会長)

メディアに関する質問もありますが。

(事務局)

メディアがもたらす情報ということで、これは平成23年度の参画会議で、メディアの中で固定的な役割分担を意識した情報が流れたというお話も出ましたものですから。どれだけ女性に対する暴力を助長する情報があるのか、そういう恐れのあるものも結構あると感じました。

(会長)

男女共同参画基本計画の見直しの中でも盛り込んでいただいております。よろしいでしょうか、DV関係、セクハラ関係。

今日、これをいただいて、何かお気づきの点があれば、今後の議論の中で活かしていきたいと思えます。

それでは、一応は調査についての報告は以上にさせていただいて、2点目のこれまで議論してきました男女共同参画基本計画中間見直しの素案についてということで、前回から今回にかけての修正を中心にしながら少し事務局から説明をお願いします。

■ 議題 2 熊本市男女共同参画基本計画中間見直し素案について（報告）

事務局より、くまもと市男女共同参画基本計画中間見直し（素案）について、前回会議からの修正点を中心に説明。

(会長)

今、前回の会議からの変更点を中心に話していただきました。何かございませんか。

私は一点。表記の問題ですけれど、32ページです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」という括弧書きが、具体的施策14のところと15のところに書いてあり、15のところは「基本計画」ですが、14のところは「～を含む」と書いてあります。

中身は今の説明で判りましたが、これだとややこしい表記だなと思えます。

23ページの全体の体系図がありますが、こちらも括弧書きの中は、14のところに「基本計画を含む」15のところは「基本計画」と書いてあります。これを見ただけで市民はわかるかなと思えます。

今の説明だと14の「基本計画を含む」というのは具体的にはどんな事ですか。

(事務局)

DVに関する施策のみになります具体的施策14にはDV以外にセクハラやパワハラなどが含まれておりますので、これを除いたDVに関する施策に対し

て「基本計画」と位置付けるという意味です。

(会長)

取り組みが三つありますけれど、二つ目、三つ目のみという訳ではないのですね。

(事務局)

そうですね。

(会長)

一つ目の取り組みは違いますか。

(事務局)

いいえ。DV防止の啓発という部分がありますので含まれます。

(会長)

具体的施策14の内、DVに関わるものを基本計画として位置づけるという事ですね。

(事務局)

はい。そうです。

(会長)

その表現が少し分かりづらいですね。具体的施策14の色々な取り組みの中の、DVに関わる側面を基本計画として位置づけるという事になると、具体的施策15だけが基本計画ではありませんという事ですね。

(事務局)

そうです。具体的施策14のDVに関する施策も含まれます。

(会長)

具体的施策14はそのままストレートに説明したらどうでしょうか。具体的施策14の取り組みのうちDVに関わるものは基本計画として位置づけるという表現のほうがわかりやすいと思います。

(事務局)

「含む」というのはとらえ方が難しいという事ですね。

(会長)

はい。次に「基本計画」という言葉が出てきます。ここが表現上気になったところです。

(C委員)

それに関連してですが、これも分からなかったところですけど、32ページ。具体的施策14の上に枠で囲って「“施策の方向性4」とあり、その後に文章がありますよね。「生涯にわたり云々…」と。

赤で書かれている「なおDVに関する施策については、DV防止法第2条の3項の規定に基づく…」これが基本計画という事ですか。

(事務局)

はい。そうです。

(E委員)

DVの基本計画ですけれど。前回の会議の時に配布された資料で、私たちはDVの基本計画のことを初めて聞いたと思います。

基本的に「男女共同参画の基本計画」という意味合いで見てきたのですけれど、この部分を「DVの基本計画とイコールとする」と言われてびっくりして、こんなにイコールでやっていくものなのかと。

急いで男女共同参画の基本計画と一緒にDV基本計画もイコールでなければいけないのかよく分からなくて。

ただ、DVの基本計画にするには、もう少ししっかり見ていただけないものかと思います。

(事務局)

男女共同参画基本計画の中にDVの施策は入っていましたので、取組みとしては変わりません。

取組みとしてやっている事を基本計画として位置づけています、という事なので、別に基本計画を新たに作るのではなく、この中で位置づけたいと考えています。

(E委員)

DVに対しての取組みの現状とかが弱いといえますか、もう少し詳しくやれないのかと思いましたのでお聞きしました。

(会長)

筋としてはそうですね。

ただ、他の自治体とかでこういう形というのは、結構あると思います。

むしろ、ここを出発点として今後DVについてどういう施策的な展開を考えているのかという事をお聞きしたいです。

(事務局)

新たに「配偶者暴力相談支援センター」事業の開始に向けた検討を行っております。その中で取組みが増えていく事は確実だと思います。

(E委員)

先ほど他の委員の方が「これがDVの基本計画ですか」とお聞きになられた部分。ここで初めて出る言葉ですよ。

(事務局)

はい。

(D委員)

DVに関する基本計画を新たに考えるのではなくて、という事ですよ。

(事務局)

はい。そうです。

(D委員)

方向性としてはこれが基本計画となるのは当然だと思いますけれど、これを

ベースにしながらDVに関する基本計画を考えましょうというアクションがあるといいと思いますし、希望としては、そうして頂きたいです。

(会長)

今後、「熊本市のDV基本計画は何ですか」という問い合わせがきた時にどうい文章を出すかという事ですね。この部分を独立させてお応えするという解釈でいいですか。

(事務局)

男女共同参画基本計画の中の具体的施策14の中の一部と具体的施策15についてDVの基本計画として位置づけています、という事で説明はできるかと思ひます。

(C委員)

考え方としては、まず計画というものがあり、その計画に基づいてこういう事をやるのだというそういう流れだと思います。

「DVの基本計画で何をやるのですか」という部分が「暴力(DV・セクハラなど)を許さない意識づくり」でしょうし、それを含んでいるので「含む」という表現になられたのでしょうけど、「DVの基本計画に基づいてこんな事をやります」というフリがあつて読ませた方がわかりやすいと思ひます。突然ここでDVの基本計画と位置づけると、読み方として分かりづらひです。

(会長)

この表現の中で、「これとこれが基本計画として位置づける」という表記はいいと思ひます。

ただ、例えば33ページの後半にDVの基本計画という見出しをつけて、DVについての基本計画を違う表現で、似たような表現になると思ひますが、まとめて再度提示した方がわかりやすいと思ひます。

(A委員)

これでは、基本計画が何かわからないですよ。「DVの基本計画に位置づけまひすよ」という話になつて、「ああそうですか、ではDVの基本計画ってなんなの」と思ひますよね。その解答がどこにもないです。具体的施策14と15を整理されて、基本計画をまた分けられてはどうでしょう。

(E委員)

私が違和感を感じるのは「男女共同基本計画」というものは市民全体の方に対して発信するもので、当然DVに関するものも全体に発信していいのでしょうけど「DV防止法」に関して熊本市がこんな風に取り組むという部分は、もう少し細かな計画が必要で、あまりにもざつくりして思ひます。

今の時点でこれをDVの基本計画としなければいけないのかとか、時期的なものとか、慌ててこれがDVの基本計画になったようなイメージが前回感じましたので、「配偶者暴力相談支援センター」事業を検討する中でそうなのかと私が勝手に解釈して思ひますけれど。

せつかくならば、ただイコールでポンッと位置づけるよりは、DV防止のための基本計画というものにさせていただけたらと思います。

(会長)

「DVの基本計画としてこれぐらいのものでいく」というイメージでしょうか。

(E委員)

「配偶者暴力相談支援センター」事業の開始を検討しているといわれていますが、ただ看板を掲げるというのでは、残念だと思いがちがあります。

(会長)

スケジューリング的な問題もありますし、他の自治体が変わりとこれでやっているという事もありますし。数的にはどうですか。

(事務局)

福岡市や北九州市もこういう形をとっています。政令市では半分以上はこういう形をとっています。神戸市は別で作っています。

(事務局)

「DV防止対策」というものは、婦人相談所など県がやっていますので、県が中心にやってきていて、だんだん市町村にその業務が降りてきたという経緯がございます。5年前にこの計画を作った時に市における基本計画については今から調査研究をしていきますという表記をしておきまして、実際5年間経って、基本計画をどうするかという議論は殆んどできていなかったというのが実情です。

その中で事務局が申しましたように、「配偶者暴力相談支援センター」については他都市も業務として行っていますし、熊本市も政令市になりましたので業務としてやっていきたいと思いますという事で今から動き出したところです。

今までのように「DVの基本計画はありません」というのではなく、DVの基本計画に位置づける事によってこういう取組みをやっていきますという事です。おっしゃるように今からDVの基本計画を作ろうとすれば、実態調査をやったりなど必要になってまいりますので、「配偶者暴力相談支援センター」事業を実施しながら、DVの実態もわかってきた中で、改めて課題を整理して基本計画が必要ならば、作っていくべきだと考えています。

今、婦人相談所なども政令市に業務を降ろそうかという話も出ているようですので、そのあたりの動きも把握しながら考えさせていただければと思います。

(E委員)

DV基本計画がいつまでにできないと配偶者暴力相談支援センター事業の開始に間に合わないということはありますか。

(事務局)

それは関係ありません。

今までは調査・研究ということで出していたものを、実際に動き出しますの

で、計画についても、この中間見直しの機会に（DV基本計画を）位置づけることに今回はしたいと考えております。

（E委員）

配偶者暴力相談支援センター事業を動かしながら、また見直しというのでもいいのかもしれませんが、今回せっかく配偶者暴力相談支援センター事業に取り組むと考えていらっしゃるのでもう少し先進地などもリサーチしてやっていただきたいと。実際の相談現場では、相談を聞いていて苦しくなる現状がありますので、現場の声なども取り上げてもらった上でと。

私は、DVに関しては支援者や関係者さえも命を奪われる危険な問題なので、もう少し力を入れて見直していただきたいと思っています。前回聞いたときから、この部分は引っかかっていたので。せっかくの機会なのに残念だなど思い発言させていただきました。

（D委員）

DVの問題は、福祉の現場の方に動いていただくのはとても大事な部分なのですが、被害にあった人の回復のためにと考えたときに、福祉だけの問題ではないことが多いですよね。いろいろな関係機関と一緒に動かなければならないこととか、年数もかかりますし、その人の精神的な安定というところまでいくとなると、年単位の期間がかかりますし、福祉だけの問題ではありませんので連携の取り方とか、どこが取りまとめるのか、なども位置づけた計画になるといいと思います。

私もNPOとして被害にあっている方の話を聞いているのですが、本当に数は多いです。今まさに命の危険にさらされている方もいて、何年後にとか、いずれとか、言っていられない状況です。現場では実際そういう方がたくさんいらっしゃるのでもなるべく早く、当事者の方が安心して暮らせるようなシステムを作っていくことが大事だと思っています。よろしくお願いします。

（会長）

具体的に文章を定めていかななくてはいけないのですが、そのときに確認したいのが、この具体的施策14や15をDV基本計画に位置づける、あるいは位置づけない方がよいですか。素案では、位置づけるということですが。

現場のDVの実際の問題を解決していく取り組みとして、これをDV基本計画です、と位置づけると、このレベルですか、となってしまう施策の発展性が摘み取られてしまうのか。あるいは今の状況で他都市のやり方も参考にしながら、とりあえずここで位置づけておいて、これを出発点にして、今出していたご意見の方向でいろいろなシステムと作っていったら、必要であれば、計画を見直していくのか。

（E委員）

DV基本計画と配偶者暴力相談支援センターの関連性はないと言われたので、私の意見としては、これはあくまでも男女共同参画の基本計画であるので、D

V防止についてはもっと深いところまでの計画を定めて、あわててするよりいいのではと思いますが。どうでしょうか。

(F委員)

「基本計画」という言葉になっているので、皆、重く考えるのではないのでしょうか。例えば、こちらの男女共同参画基本計画では、策定の主旨や基本理念、計画期間など柱立てをしてありますので。私どもの教育基本計画などもそう風にしてあります。やはり「基本計画」と言葉として出すと、重く受け止められると思います。

私は、最初にこの文言を見たときに、別にもうひとつ基本計画があつて、男女共同参画のこの文章は、もうひとつの計画からきている（引用している）ものだと思っていました。

(C委員)

「基本計画」と言うわりに具体的だからではないでしょうか。違和感というのは。「基本計画」というのは、幹があつて。（これは、）枝の部分ばかりという印象を受けますよね、読んでみると。そういう違和感というのは感じないでもないですね。

だから、DV基本計画というのはこういうものですよ、というのが分かりづらいです。何かいい方法はないでしょうか。

(会長)

ここで言う「基本計画」とは、具体的施策14のうちのDVに関わる部分と具体的施策15をDV基本計画と呼ぶということですね。

(C委員)

そうやって解釈しないといけないというのがちょっとつらいかなと思います。DV基本計画って何だろうかと思ったときに、このままだと分かりづらい。

(会長)

施策のスケジュールの関係で、できるかできないかを確認しないといけないのですが。今回の男女共同参画基本計画の中で、どうしてもDV防止の基本計画の位置づけをしなければならないのか、そこまでの必要はないのか。

これがないと配偶者暴力相談支援センター事業を開始できないのか。

(事務局)

開始できないという訳ではありません。

(事務局)

ただ行政の立場から言わせていただきますと、この部分を（DV基本計画と）位置づけるで素案は確定しておりますので。例えば、今いただいた意見を元に文章を少し付け加えるということは可能なのですけれども。やはり、今から（DV基本計画を位置づけることを）辞めますという訳にはいかないところはご理解いただきたいと思います。

また、これをステップにして、DV対策を積み上げていきたいと思っております。

ます。

(A 委員)

基本計画というのが2つ出てきているので、分かりにくくなっていると思います。では、男女共同参画基本計画とDV基本計画と分けましょうか。

要は、新旧対照表の8ページの一番下に2行ありますね。(見直し後の【具体的施策14「暴力(DV・セクハラなど)を許さない意識作り」】及び【具体的施策15「DV相談体制の強化と被害者の自立支援」】のDVに関する施策を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として位置付け)。これは、具体的施策14と15はDV基本計画を兼ねるという意味ですよ。

DV基本計画はもっと中身を充実させるべきだという話はそのとおりと思いますが、それはさておいて、表現として、具体的施策14と15に括弧書きで基本計画という文言が出てきますよね。説明を聞けば分かりますが、見る限りはわかりません。だから、言葉の分かりやすさという点からみれば、新旧対照表のような書き方で、なおかつ分かりやすい表現としていただければ意味は通じると思います。

今後政策を進めていくうえで、ここに入れておかないと行政としては進みにくい、という気持ちはわかりますので。文言を入れるとしたときに、ここ(具体的施策14.15の下)に括弧書きで入れただけでは分からない、新旧対照表の書き方で、もう少しやわらかくすると意味は通じると思います。

(F 委員)

基本計画ではなく施策ということではダメなのでしょうか。

(事務局)

はい、基本計画になります。

文言に関しましては、20ページの第1章4.計画の位置づけのところで(この計画のDVに関する施策については、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置づけます)と入れていますが、第2章のところで入れなければ分かりにくいと思い、括弧書きで(熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を含む)と入れたところがあります。

(A 委員)

括弧書きは取った方がよいのでは。

(会長)

もし、この第2章にも文言が必要であれば、A委員の言われたような書き方で入れていただくと。また、これをスタート地点として変えていくという。

どうしても、ここのところに入れなければならないということであれば、欄外に一言入れるという形をお願いしたい。位置づけというのを。

今回はそういう形で対応ということでもよろしいでしょうか。では、そういう

修正をお願いします。

(会長)

他は何かよろしいでしょうか。これはできればいいのですが、8ページの図1が見にくいので、よろしくをお願いします。

(事務局)

見やすく配置します。

(G委員)

質問です。今回中間見直し案ができたとして、これをもとに今後どういう風に取り組みに反映されるのでしょうか。来年度の実施計画からということでしょうか。21ページに計画の位置づけという全体図があるのですが、熊本市の第6次総合計画などにも位置づけられるということでしょうか。

教育分野では、教育基本振興計画ともこちらの計画を整合性もちながら検討中という理解でよろしいでしょうか。

来年度の事業概要書についても、取り組みが行なわれているかについて、この計画の内容を踏まえて検討していけばいいということでしょうか。

(会長)

来年度から実際現場で取り組む柱は、この見直し後の計画ということですね。

(会長)

それでは議題2は終わります。次に、その他ということで事務局からお願いします。

■ 議題 3 その他

(事務局)

今回は、2月17日(月)の開催を予定しております。議事としましては、パブリックコメントの実施状況の報告や平成24年度の男女共同参画に関する事業実績についての意見交換等を予定しております。

(C委員)

パブコメはいったいどのくらいレスポンスがあるものなのでしょうか。

(事務局)

前回は、27人の方から59件ございました。

(会長)

他にご意見なければ、事務局にお返しします。

(事務局)

これで第3回の男女共同参画会議を終了いたします。ありがとうございました。